

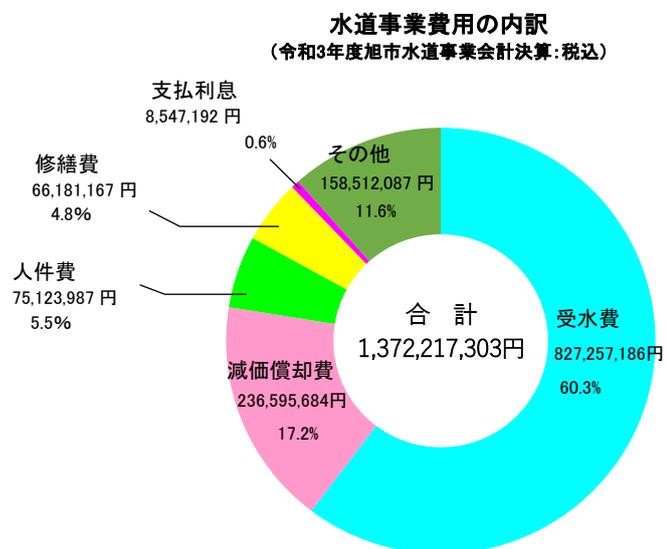
水道料金の設定の考え方

■ 水道事業は水道料金で運営をしています。

水道事業の運営に必要な経費は「税金」ではなく、使用者の皆さまにお支払いいただいている「水道料金」によってまかなわれています。

■ 安全な水を安定してお届けするには、さまざまな経費がかかります。

水道事業を運営するためには、受水から給水までにかかる経費や、メーターの検針、料金の収納にかかる経費、水道管の布設や施設の整備のために借りた借入金の支払い（支払利息）、年月の経過による施設の減価償却費など、さまざまな経費がかかります。



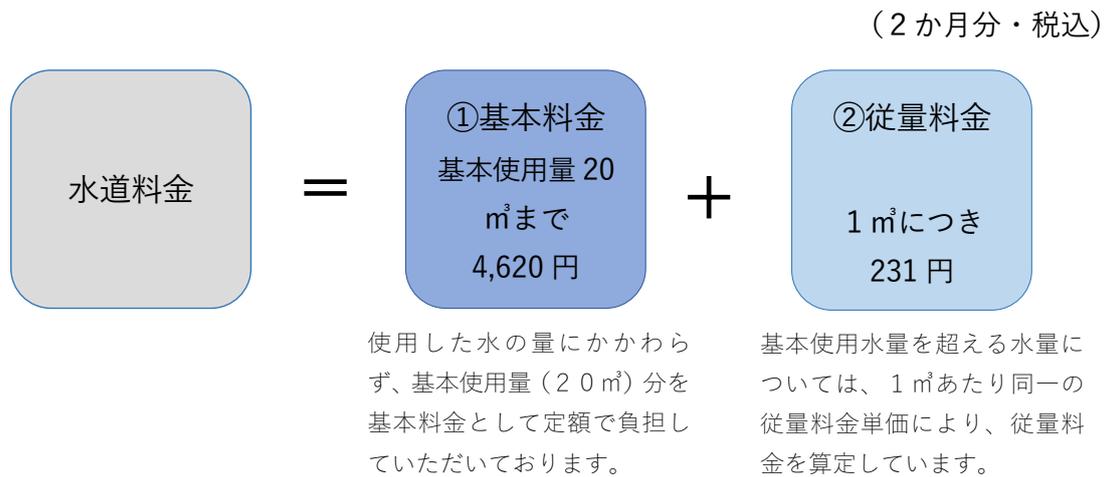
■ 必要な経費をまかなえるように水道料金は設定されています。

水道料金は、上記のようなさまざまな経費をまかなえるように設定されており、使用者の皆さまが使用した水の量に応じてお支払いいただいております。

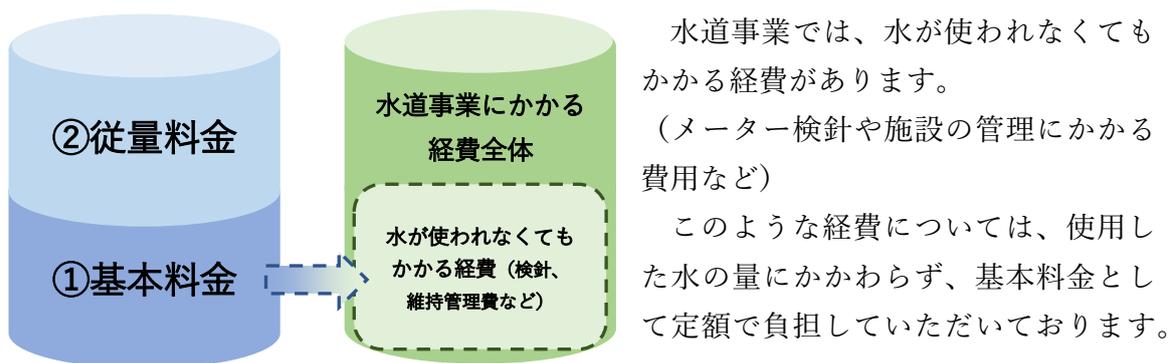
なお、経費の中には、メーターの検針をするための経費や、施設の管理にかかる経費のように、使用された水の量にかかわらず、かかる経費があります。このような固定的な経費があることをふまえ、水道料金は、基本料金と従量料金に分けて設定されています。

水道料金のしくみ

■ 水道料金は基本料金と従量料金で構成されています。



■ 水が使われなくてもかかる経費を負担していただくため、基本料金をいただいております。



■ その他、水の使用量に応じてかかる経費

施設の動力費、薬品費など、水の使用量に応じて必要となる経費について、従量料金として負担していただいております。